

## 第2期教育振興基本計画に関するパブリックコメントについて

総件数:799件

※1つの意見を分けて記載している場合や同内容の意見を集約している場合等があるため、以下の意見数とは一致しない

※分類及び下線については、文部科学省において追記。

1. 社会を生き抜く力の養成について	(回答)
<p>(社会を生き抜く力の養成について)</p> <p>○ 日本国憲法では、第25条において生存権が規定されています。「社会を生き抜く力」ということばは、生存権が保障されていない社会を前提としているようにも受けとれます。<u>教育で大切にすべきは、基本的人権が守られる社会をみんなでつくっていくためにどうすればよいかを考え学ぶことです。「生き抜く力」ではなく「ともに生きる力」とすべきです。</u></p> <p>○ <u>生きる力を育成するにあたって、自ら学び考え行動する力を子どもたちに教えることだ</u>と思う。子どもたちが、これから社会の中で自立して周りの人と協力して生活していくことを通じて、更なる新しい価値を創造していけるように心がけていくべきである。そして<u>一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことができる力や、他人を思いやる心や、感情の豊かな人間性を身につけてもらいたい。</u>また、これから大人になっていくにあたって、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを活かして、ともに支え合い、高め合い、社会につながれば良いだろう。それと同時に、たくましく生きるための健康や体力もつけてもらいたい。これを子どもたちが学べば、一人一人がどう生きていけばよいのかという厳しさも分かるだろう。我が国全体で力を合わせていくべきである。</p> <p>(学習指導要領について)</p> <p>○ 主な取り組みとして<u>新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（言語活動、理数教育、外国語教育、情報教育等の充実）</u>はとてもいいと思います。子供たちの英語力が私は世界と比べると低いと思います。もっと英語の時間を増やしてほしいです。読み書きはできる子はいますが、英語で会話ができない子がおおすぎます。日本人は控えめなのでもっと外国人の先生を増やして先生たちと怖がらず英語でたくさんしゃべってほしいです。私はこの主な取り組みの中に「<u>外国人教師の増加</u>」も入れてほしいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、基本施策1や基本施策2等で、ご指摘の点についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、【主な取組】3-1で、教員確保における多様な人材の登用の促進が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p>

○ 基本的方向性にある「社会を生き抜く力の養成」です。私はいわゆるゆとり教育の世代であり、総合的な学習の時間がたくさんあてられていました。しかし、総合的な学習で何を学んだかといわれるとはっきりと答えられないのが現状です。社会を生き抜く力とは何か、どうすることで得ることができるのかを明確に示していく必要があるかと思います。授業でそれを教えるのかそれとも授業以外の生活習慣で教えるのか教えてほしいです。

○ 学習指導要領について。地域によって、また児童によって、それぞれ異なる実態があるので、学習指導要領は弾力化を進めていくべきである。授業の標準時数についても、増やせば学力があがるというものではない。少ない時間で学習内容が定着する子がいる一方で、多くの時間をかけないと、学習内容を理解できない子もいる。その差は先天的なものではなく、家庭の経済力の差によることなどが多い。指導要領を弾力化すれば、適切な学習内容を適切な状態で児童に与えることができると考える。

○ 憲法・子どもの権利条約の理念をふまえ、子どもの学ぶ意欲の向上や子ども一人ひとりの学力の保障を重視し、保護者・地域とともに子どもたちの実態に寄り添ったカリキュラムづくりをすすめる必要があります。そのためにも、学習指導要領の大綱化・弾力化をすすめていくべきです。また、学習指導要領の実施にともなう学校現場の課題について具体的な改善策を講じるための計画や財政措置をすべきです。

○ 新学習指導要領を着実に実施するとしているが、この実施に伴って、標準授業時数が増加したため、学校現場は一層ゆとりを失い、授業の準備をする時間もまともになく、休み時間は提出物の点検やテストの採点で、子どもの様子をゆっくり見守ることもできない状態である。これで、文科省が「学習の質の向上」や「生徒指導上の問題の早期発見」などを求めても、とても不可能だろう。とにかく、教員にゆとりを生み出さなければ、よい教育というのはそうそう行えるものではない。必要なのは、教材研究や子どもと向き合う時間。標準授業時数だけ授業をすれば、子どもに力がつくわけではない。

(確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実について)

○ 国は高等学校以前の段階で、生徒の適性・能力に応じて適切で多様な進路指導を行うこと。各高校がキャリア教育・職業教育を通じて多様化した興味、関心、能力、適正を見極めて将来の目標にむかって「卒業までの間に身に付ける」を意識させる指導を徹底させること。職業に優劣の無い教育を行う指導を徹底させる必要が

ご意見ありがとうございます。  
ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

ある。「ブルーカラー」「ホワイトカラー」の呼びかたも死語にする教育が必要。

- 思考力、判断力、表現力のよりいっそうの充実に賛成。その上で、今回の具体的方策には、「何をすべきか」が多く書かれているが、実際には「何をすべきでないか」が必要ではないか。基本施策1には、もっと子どもたちが主体となるような表現が入ってもよいのではないか。また、母語である日本語教育に対する提言がもう少し充実するとよい。

昨今、教育学部に入ってくる学生の中にも、自分で考えられない指示待ち族が増えている。駐輪場でなく通路に自転車を停めて後ろを振り返らない。卒論も言われたことをやるといったことである。前からあったが程度が悪化している。実習校の教育参観に行くと、なぜこうなるかがよくわかる。おしきせのプリントで、先生の言うとおりにおこなう児童・生徒がよい生徒といわんばかりに、プロセスが決められていることである。授業で何をすべきかも、パフォーマンスとして児童・生徒に問いかけるが、ほんとうに何を学ぶべきか考える姿は、児童・生徒にない。PDCA サイクルを研究テーマに掲げ、授業方法を研鑽しすぎるが為の弊害であると、参観者の目には映る。今こそ、学問内容の本当のおもしろさを子どもたちに取り戻すべき時である。「なすべきこと」の列挙から、ぜひ、引き算で「子どもたちに委ねるべきこと」を明示してほしい。

また、小手先の授業方法ばかりをみがくのではなく、学習内容の吟味にこそ、これから学ぶべき本当の目標はあると考える。そのために、国語のありかたをもっと西欧諸国の表現力重視を見習い、吟味・改良していくべきである。ひとつ例を挙げれば、文学の授業であっても、表面的な授業方法だけが磨かれるのではなく、ことばのすごみを感じ、ことばのしくみを正しく理解し、ことばの力によって表現すること。これが大切である。国語なのか道徳なのかわからないような、非論理的な授業は即刻正されなければならない。そのために、今こそ、きちんと母語の文法を教えるべきではないか。ここで言う「文法」とは、これまでのような覚えるだけのものではなく、なぜ物語では過去にも「た」を使わないで表現できるのか、その表現効果は何かといった、私たちの母語がもっている本当の「理論」である。西洋からの借り物で繕った三四半世紀も前の文法ではなく、最新の理論に則った文法を用い、正しく理解し、正しく考え、正しく表現することからはじめなければならない。

今の教育現場の、お仕着せ授業で考える力を奪う方法は、ぜひとも今すぐ正されるべきである。「するべきでないこと」として明示し、一方で具体的に考える力を養う方策として、学校文法の再構築と応用力の具体化を、この先、出していくことが切に望まれる。正しく理解し真剣に考えさまざまに表現できる子どもたちの育成。今の国際情勢を見ても、これなくして日本の未来はない。ぜひ、日本語の科学的な学習を打ち立ててほしい。

(全国学力・学習状況調査について)

- 全国学力・学習状況調査については、「テスト慣れ」のための策として事前練習が行われるなど、「義務の機会均等とその水準の維持向上の観点から把握・分析し、教育施策の改善を図る」という本来の主旨・目的から外れている実態が見られます。

子どもや学校現場に与えるふたんやストレス等の影響を考慮し、調査時間・実施方法等のあり方を抜本的に見直す必要があります。また、現場の印象としては、調査だけに終り、学力向上のための具体的な手だてを現場の努力に頼っているような気さえます。毎年の調査を見直し、数年に一度の調査にして、その費用は少人数学級の推進や教育予算等、教育条件整備の改善に向けるべきと考えます。

- 全国学力学習状況調査について、全国一斉に抽出・希望制で実施されるため、行政調査ではなく、テストとして実施されているのが実情。したがって、テストの結果として、学校が評価されるため、点数をあげるための取り組みがなされてしまう。公立学校が予備校化し、地域をあげて、テストの点数をあげることに躍起になっている。県教育委員会や市町村教育委員会は、県民や市町村の期待に応えるとして、テストでよい点を取れと学校にハッパをかけ、地域全体にテスト学力向上キャンペーンを様々な形ではっている。しかし、これまで打ち出された教育委員会が示す学力向上策は、的はずれもいいところ。正直、点数をあげるための施策など、すべての子どもの成長を保障しようとする公教育にフィットすることなどあり得ません。競争原理だけで学力をあげようとしている教育委員会こそ、そのありようがおかしい。そのような状況を作り上げている文部科学省の調査自体、すぐにでも中止してもらいたい。行政手法として、施策を立案させるための調査が必要というのであれば、学習指導要領の取り組みの成果を評価するものとして、数年に一度、抽出調査で十分。それも内密に実施していただきたい。

- 「全国学力・学習状況調査」は、春に調査を実施し、結果が秋に出されるという現状では、学校現場や子どもたちに負担を強いるだけで、十分に対象校・子どもたちに結果がフィードバックされていない。

(ICT教育の推進について)

- 「ICTの活用等による学びのイノベーションの推進」はあまりいい思いがしません。一部の世界ではそういう授業をすでにやっていることは確かですが、日本教育は世界の教育をまねしすぎとか周りに流されているというように思います。特にデジタル教科書は嫌です。私が中学生の英語の授業の時はいつも紙の教科書

でつまらなかったのですが、たまに先生が洋画のビデオを流してくれたときは授業のやる気があがり、その授業がとても楽しかったのを覚えています。洋画で英語を勉強しているけど授業って感じがしなかったのでみんな楽しそうでした。よっていつもデジタル教科書だとその操作に気を取られてしまい授業にちゃんと集中しているのかなとか不安になると思います。あとデジタル教科書って書き込めないから絶対に嫌です。教師もやりにくい。教科書って自分で先生のいったこととか理解したことを書いて家で復習するときにも役立ちます。私は中学もそうでしたが高校の教科書は自分のわかったことが書いてあって自分だけのオリジナル教科書ができて試験直前まで必須アイテムでした。デジタルになるのは時代もあるからしょうがないけど将来教師になったとき悲しい気持ちになるような気がします。たとえば英語の授業で本文の下に訳を書きたいのに教科書には書けないのでめんどろだし予習で英語の本文を書いてくるようにと伝えても生徒全員が宿題をやってくるのはまれなので授業が遅れます。よって私はデジタル教科書には反対です。

- 「今後は・・・ICTなども活用しつつ」（19項第1段落）と書かれているが、教育におけるICT機器の活用は、かねてより頻繁に口にされてきたことである。にもかかわらず、未だ十分に活用されているとはいえない状況である。そうであるならば、ICT機器活用を効果的に後押しする何らかの方策を考えない限り、今後も当分変化は望めないと考えられる。

（高等学校教育について）

- 高校再編や統廃合、学区の拡大により、地域から高校がなくなる、地元の高校に入学できないなど格差が広がっている。すべての希望する子どもに高校教育を保障するために、人材育成の観点による高校教育の「質保証」ではなく、子どもの主体的な学びのための教育条件整備が必要と考えます。
- すべての希望する子どもに高校教育を保障する施策を強く求めます。特に、中山間地域にある小規模校の統廃合をしないようお願いします。

審議経過報告においては、基本施策1や基本施策24等で、ご指摘の点についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、第1部Ⅲ（1）（個々の自立と様々な人々との協働に向けた力）で、主体的な力の必要性を述べた上で第2部において各種施策も記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

○ 大学は入試のためだけの学習を高等学校に要求している。会社で必要な知識だけを重視するつもりはないが、「簿記」、「情報処理（ワード、エクセル）」、「経済活動と法（民法）」ということを高等学校で学習させることの意義を私は感じている。商業高等学校には、全国商業高等学校協会主催の検定試験があり、これを入試に活用できないかと考えている。

（学校間の連携推進について）

○ 学校間連携の推進として幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、各学校における教育課程編成の工夫を促すとともに、幼児と児童の交流や教員による合同研修など、各学校や市町村等における幼小連携の取組を促進するもいたいことはわかるがうまくいくとは思わない。交流してもいいけど幼稚園の先生にはその先生なりの考えがあるし、小学校の先生に小学校のこういう考え方っていうものがあるし、交流してもぐだぐだしそうな感じはあります。

（生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実について）

○ 「教育相談を必要とするすべての小・中学生が～スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用など教育相談体制の整備」とあるが、小・中学生の間だけの対応で十分とは言えない。高等教育においても整備を求める。特にいじめ・不登校などが原因で高等学校へ通わず、通信教育、大学検定、フリースクールで過ごした者の高等教育への入学は、集団生活に慣れていない、他者との関係をうまく築けない等でカウンセリングを必要とすることが多い。また高等教育機関を卒業しても就職も進学もしない者が問題化するが、キャリア教育の対策だけでは不十分であり、教育相談体制の充実が必要でもある。

（いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底について）

○ 現在、大きな社会問題となっているいじめ・不登校・暴力行為などは、学校だけが原因ではなく、社会状況の変化やストレス・悩み・不安や子どもの自尊心の低下などが背景としてあり、出席停止などの対症療法では根本的な解決にはつながりません。教職員と子どもたちがじっくりと向き合い、主体的に人権感覚を磨く人権教育が重要になってくると思います。また、臨床心理士などの外部専門家の活用とともに、子どもたちの身近にいる教職員が子どもと向き合う時間の確保できるよう、教育条件整備を行うことが必要です。

○ テレビ番組の中で、いじめを連想させるようなシーンがあります。子どもたちが見ていることをふまえ、文科省からテレビ局等への要請が必要。また、いじめの報道にも基準が必要。

ご意見ありがとうございます。  
ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、基本施策2及び17で、外部専門家の活用等の教育環境整備が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

○ いじめ、不登校が減少せず、特にいじめが深刻化してきたのは、学校現場が多忙化し、子どもと向き合う時間がなくなったためです。休み時間や放課後は、至上目標になっている学力を向上のために、家庭学習の量を増やし、宿題の添削に追われたり、できていない子を個人的に残して指導したり、研究授業に追われたりする現実があります。こうして、悩みを抱えSOSを発信している子どもの声が、教員の耳に届かなくなったことが大きな原因です。いじめも不登校も早期の発見と取り組みが重症化・深刻化を防ぐ方法です。

○ いじめ・不登校への対策について。子どもの笑顔を取り戻すために、スポーツ、文化活動、ボランティア活動など、できることは何か工夫しながら、子どものために取り入れ、真剣に考えることが大切だと思います。子どものストレスケアとソーシャルスキルトレーニングなど、いろいろな場で取り組むことが大切であると感じています。子どもたちの心身の健全な成長が図れるようにこれからも努力していきたいと考えています。

○ 「いじめ」自殺が連鎖する中で、「いじめ」をした子どもに対し、出席停止等による厳正な処分を求め、体罰容認論も強硬に主張されている状況があります。無論、「いじめ」を受けている子どもを救うことは何よりも優先されなければいけませんので、緊急避難としての「出席停止」を完全に否定するものではありません。しかし、それでは「いじめ」をする子どもを排除するだけの方向性に流れる危険性があります。

最も大切なとりくみは、担任が子どもにしっかりと向き合うこと。そして、課題を抱えた子どもの家庭を訪問し、保護者と繋がることです。保護者と共同歩調で子どもの内面に迫るとりくみが不可欠だからです。文部科学省や教育委員会の重要な役割は、子どもと向き合うための条件整備です。

○ 各学校におけるいじめの対応などで、学校現場の不手際が報道される日が続いています。確かに、学校現場にまったく非がない、とは言いません。しかし、現場も、いじめられているこどもたちも、いじめている子たちも、誰も望んでいまの状況になっているわけではありません。現場は子どもたちの健やかな成長を願っていますし、なにより命を絶つこどもには未来がなくなってしまうのです。いじめだけではありませんがこどもたちが日々の人間関係のなかで生きにくい状況があまりにも多いように感じます。

いじめ問題への対策の中身は「問題が起きたあとに上部組織の現場への介入」という形態ばかりのように思います。その「介入」が良きアドバイスであればよいのですが、図らずもさらに現場を混乱させるものが多いと感じています。プレッシャーが加われば現場は歪みます、そのしわ寄せは最後にこどもたちにいきます。こどもたちと日々一緒に過ごしているのは現場の先生方です。問題がおきてから様子を見に来てアド

ご意見ありがとうございます。  
ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、基本施策23で、教職員配置の適正化が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

バイスしていただける偉い人ではありません。日常から、いじめがおきる前からの環境づくりのほうが大切だと思います。現場の先生方が安心して教育にとりくむことができるだけの時間をください。また、一人ひとり違う子どもたちと過ごしていくため、いろいろな先生が必要です。子どもは沢山の大人の目で見ていればそれだけで安心できます。現場に少しでも多くの人員を配置してください。教師に余裕ができればその分、子どもたちと話す時間に、翌日の授業の準備に、時間があてられ、それらは全て子どもたちにかえるものです。

○ 大人の側の「子ども」観を見直すことが必要です。「子どもに求める」ことではなく「子どもが求める」ことに寄り添って、どういった支援ができるのかを考える機会を作ることです。子どもが「分かってほしい」「褒められたい」「認められたい」と思っていることに、大人がどれだけ気づき、寄り添っているのが重要です。どの子も持っている「分かってほしい」「褒められたい」「認められたい」という気持ちを、多くの子どもが表現できない背景に「周りからの偏見・レッテル」があるのではないのでしょうか。実は、そうした実態が「あきらめ」「生活の荒れ」あるいは「いじめ」につながっています。子どもが自己形成を図る上で欠くことのできない自己肯定感情を支える「支援主義」が今こそ重要なのです。

○ 学びたい気持ちはあるが学校になかなか行くことのできない不登校の子どもたちや特別支援が必要な子どもたちなどにも、学習機会は平等に与えてほしい。「平等に」と考えると難しいのかもしれないが、そのような子どもたちにも選択の幅を広げられるくらいの学習機会の確保がほしい。

○ いじめ・不登校については、教師がその子どもの立場になって寄り添ってあげることが大事だと思う。子どもの話を聞いてあげて共感を持って接するべきである。そうすれば次第に心を開いてくれるだろう。また別の面からでは、親や学校にいるスクールカウンセラー、地域の人たちとの連携なども大切である。親が日頃から安心できる環境を作ってあげたり、スクールカウンセラーは、悩みなどを聞いて、アドバイスしてあげたり、地域の人たちは、少しでも心が落ち着く居場所を様々な行事に参加させて作ることも良いことだと思う。いじめ・不登校の問題は、解決されていくまでには時間がかかるが、子どもが安心できる環境ができればいいと思う。

ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、基本施策2や基本施策5で、不登校の子ども等の教育機会の確保や特別なニーズに対応した教育の推進掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、基本施策2及び17で、外部専門家の活用等の教育環境整備が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。



(健やかな体の育成について)

- 学校現場における武道の実施に当たり、事故防止の観点からも、指導体制の確立、学習環境の整備、責任の所在の明確化など、現場に任せた指導とならないようにすることが重要。

(青少年を有害情報から守るための取組の推進について)

- 青少年を有害情報から守るという名目で行われるインターネットのフィルタリングについて、子どもにも様々な情報に対して「知る権利」がある。それを「有害だから」といって国家や教育委員会の基準により篩いにかけてしまうのはいかがなものか。この行為は国家による情報の検閲に当たるのではないだろうか。

(食育の充実・学校給食について)

- 栄養教諭・学校栄養職員の定数改善をご検討いただきたいと考えております。給食センターや兼務校を複数抱える形で栄養教諭・学校栄養職員が配置されているところが多く、一校に一人の配置にはほど遠い状態です。給食管理や給食会計事務、アレルギー対応等、時間を削れない業務が山積する中でこの配置状態では、学校・家庭・地域との連携は非常に難しい上、食育指導の機会がどうしても限られてしまいます。生きた教材としての給食作りに携わっている栄養教諭・学校栄養職員が食育指導に力を入れられるようになり、食育の充実につながるよう、定数増の検討をお願いします。

- 子どもの体力向上のための対策として学校給食についての記載があったが、これを全面無償化することはできないだろうか。家計の都合上満足に食事ができないような子ども達を健康に育てるためにも、せめて義務教育を受けている間だけでも満足な食事が与えられるべきである。

(教員の養成・採用・研修の一体的な改革について)

- 教員の専門性・力量の向上は、日々の教育活動や教育研究、子どもや同僚との関係性、保護者・地域とのかわり等、学校現場において培われることが大きなウェイトを占めおり、たとえ養成段階を修士レベル化してもそれを十分補えるものではありません。したがって、制度設計および法改正にあたっては、学校現場の実態をふまえたものとすべきです。

ご意見ありがとうございます。  
ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、基本施策23で、教職員配置の適正化が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

○ 教員免許更新制については、受講機会・講習内容の課題は未だ解決されず、さらに、費用負担の問題や多忙な学校現場において受講しにくい状況であることなど、大きな負担となっており、廃止を前提に制度設計を行うべきです。また、教員免許状の改革にともない、現行の初任者研修、10年経験者研修等の研修体制についても抜本的な見直しが必要です。

○ 教員の専門性・力量の向上は、「次代を担う人材の育成」を目的とする教員にとって非常に重要なことであると考えます。

○ 教員免許更新制について、更新対象者数に見合った十分な受け入れ態勢が大学側に整っていません。希望する講座を申し込むには、早朝6時からインターネットでアクセスし、運よくつながったものだけが受講できるといった状況があります。その受講手続きだけで教員は神経をすり減らし、1日の教育実践にも影響を与えかねない状況といえます。

○ 大学で学んだほとんどのことが学級経営にはほとんど生かされません。現場で学ぶことが多いように思います。また、現場を経験したからこそ理解できることが多いようにも思います。賢い教師を作るより、現場で生きる知識をもった教師を作る方が何倍も子供たちに還元させられると思います。

○ 「教員養成の修士レベル化」とあるが、これが本当に資質能力の向上につながるのか。学びたいという意欲を持ち、自ら修士に進む者であれば、資質能力の向上も期待できるだろう。しかし制度上修士に進まねばならないからというのでは、社会人となる時期が延び、「モラトリアム」というぬるま湯の中で怠ける期間が増えるだけで、人間性・努力などの教員としての能力は逆に低下しないだろうか。

(学校現場での協働体制について)

○ 今後の社会の方向性を示すキーワードに、「創造、自立、協働」を掲げ生涯学習社会の実現をめざしていることに共感している。しかし、「基本施策3」の「適切な人事管理の実施の促進」の項では、「評価結果を教員の処遇等へ適切に反映」とあり、協働体制が損なわれてしまうことを危惧している。教師はお互いに学び合う中で力量をつけていく。評価結果に一喜一憂しながら切磋琢磨する施策よりも、学校現場での協働体制を促す施策をぜひ推進していただきたい。

ご意見ありがとうございます。  
ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

(幼児教育の充実について)

- 「基本施策4 幼児教育の充実」において、要件を満たす保育士養成施設で幼稚園教諭の資格が取得できるよう現行制度を改めるべきだと強く考えています。
- 私は子どもが保育士として働いているが、専門学校に行かなかった理由は幼稚園免許が取れないからである。基本施策4には大賛成であり、不足する保育士や幼稚園教諭の担い手を増やすことにつながる。
- 幼児教育について、「全ての子どもにすべての子どもに等しく質の高い幼児教育を提供する必要がある」と明記されていたが、そうであるのならば幼児教育の義務化（義務教育化）を早急に進めるべきではないか。
- 幼児教育の現場に携わる保育教員・幼稚園教諭・保育士の量・質の向上が求められている。是非、本項目の中に「幼児教育に携わる保育教員・幼稚園教諭・保育士の教育力（量・質）の向上を強力に推進する」旨の記載を追記頂きたい。

(インクルーシブ教育システムの構築について)

- インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育の推進だけでなく、知的な障害のある子どもが普通学級で学ぶことを前提とする学習指導要領の改正等、普通学級でゆたかな学びが保障される制度に改正する必要があります。特に、専門性は、従来の医学モデルに偏ったものではなく、社会モデルをふまえた内容に改善すべきです。  
また、教育内容の改善と併せて教職員体制等の整備として少人数学級の推進とともに、障害のある子どもに  
応じて普通学級での複数指導が可能となる加配制度を確立する必要があります。
- 特別支援教育の立場から教育条件改善を求めます。具体的には学級規模を半分にし複数担任制にする事です。これで、発達障害のある子どももクラスに止まる事が出来ます。また、インクルーシブの視点から通常学校で学びたいという子どもたちを受け入れる余地も生まれます。

審議経過報告においては、基本施策3で、教員の資質能力の総合的な向上が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、基本施策5や基本施策23で、特別支援学校の専門性の強化や教職員配置の適正化が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

○ インクルーシブな教育の推進にあたっては、システムの構築も大切であるが、個別に対応できる教育システムを軽視するようなものであってはならないと思う。特別な支援が必要な児童生徒にとって、普通学級で学ぶことはそれなりに意義のあることだと思うが、様々な障害を持った児童生徒にはそれぞれに適した学習内容、またそれぞれに必要な「生きる力」の習得が不可欠である。同じ場所にいるだけのインクルーシブな教育に陥らないよう、拙速な導入は極力避けて、教職員への研修等を十分におこなっていただきたい。また、加配教員の配置等、教育環境の整備にもぜひ力を入れていただきたい。

(学修時間の確保について)

○ 8つのミッションの「2. 課題探究能力の修得」の項目には少し疑問を感じました。学生の学修時間の増加というものです。もちろん、私も今の大学での学習時間を考えると、とても少ないと実感しています。しかしその反面、大学生時代にしかできないことに時間を費やす時間も大事だと思います。たとえば、アルバイトや海外旅行など。アルバイトでは、将来社会に出ても恥じないための社会マナーを学ぶことができますし、社会の中での人間関係の築き方も学べます。また、留学まではいきませんが、海外へ旅することは、国際化が進む今、その国・地域の文化に触れることができるのでとても大切なことだと思います。ゆえに、ただただ大学の学習時間を増やすという考えではなく、大学時代は多くの貴重な体験ができる唯一の時間だということも考えてもらいたいと思います。

(高大接続・連携教育の改善について)

○ 「高等学校と大学の円滑な接続の確保」との記述は、高等学校卒業者のうち、進学も就職もしていない者、一時的な仕事に就いた者が一向に改善されないなか、進学先として一定の地位をしめる専門学校を無視する記載であり、複線型の教育体系が存在しているにもかかわらず、大学進学へ誘導するかのように感じる。P16(教育課題が依然として指摘される要因の例)「各学校段階間や学校・社会生活間において円滑に接続できていないこと」とあることも考え合わせると、重要度は高いはずであり、高等教育機関全体の課題である。

(生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得について)

○ 大学は課題探求を行う、学問の府である。従って入学初期から主体的な学びの姿勢・課題探求能力が要求されるため、大学入学後に身につけているのでは遅いのではないか。これは言い換えるならば「知的好奇心」であり、中学レベルから鍛えていく必要がある力であると考えられる。

審議経過報告においては、基本施策5や基本施策23で、ご指摘の点についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

○ 「自立・協働・創造に向けた力の修得(生涯全体)」について、小学校から大学まで、勉強をして自分のスキルを身に付けていきますが、社会に出てからも学ぶことは多くあると思う。学んだことを自分の力にできることは強みであると思うので、このような施策によって、社会を生き抜いていけるような人材が作られると良い。生涯学習社会の中で、まだ生涯学習できる場は少なく、学習機会の提供という支援は必要であると思うので、この計画にも具体的に盛り込まれると、より良いと感じた。

(現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進について)

○ 家庭や学校において、未来の有権者たる子どもたちに、主権者として国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動する力を育成する実践的な取組を通じて、社会参画を促すとともに、国家・社会の責任ある形成者としての自覚を育むことが求められる。とありますが、関連して、主権者として社会参画することを社会全体において促すなども言われています。しかし、道徳教育、人権教育の推進と言いながら、具体的に学校において推進すべきことで大事なことが一つ抜けています。それが、児童会・生徒会を学校への参加組織として活性化する課題です。生徒会を中心とする学校の自治的活動の改善・強化・推進が、社会を生き抜く力を養成する点でのキーの一つであることを言及していただきたいと切に願うものです。

○ 第2期教育振興基本計画について(審議経過報告)19ページに「あわせて、持続可能な社会の構築という見地からは、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育成する「持続発展教育(ESD)」の推進が求められている。」とあります。この部分に「地域の社会教育団体やユネスコ協会等と協働してESDを進める」と盛り込んだ内容となることを意見します。

(社会的・職業的自立に向けた力について)

○ 社会情勢や教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化し続ける時代の中で、我が国が「教育立国」として相応しい教育を実践し、かつ、「持続可能で活力ある社会」を支えていく人材を育成するために、国は次の事項に取り組むべきと考えます。

- ・職業教育体系を確立し複線型の教育体系を構築すること。
- ・複線型の教育体系において、各学校種の役割・機能等を定義・可視化し、特色を活かした多様な教育機会を提供すること。

上記の2点が我が国の教育制度において重要であることを、広く国民や社会に示し、理解を得ること。

審議経過報告においては、成果目標3で、各成果指標や基本施策において、ご指摘の点についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

- 高卒者や大卒者の卒業3年以内の離職率を改善したり、若年無職者・フリーター・引きこもりの状態にある者の社会的・職業的自立につながる能力の向上をはかるとしているが、こうした状態が生まれているのは、企業の雇用のあり方に大きな原因がある。教育の力だけで、全ての若者たちが安定した職業生活を送れるわけではない以上、政府、とりわけ子どもの教育に関わる文科省としては、企業に対して、安く人を使うという発想をやめさせ、人間らしく働ける労働条件の下で雇用するよう強く求めていくべきである。
- 「専修学校の通信制の制度化」は時間や地理等の事情で、通学生の学科の学習が困難な者に、専修学校の職業教育の機会を提供するもので早期に実現すべき制度であると考えた。職業教育であっても対面授業の水準や内容・方法・設定時間により質の保証は十分に可能であり、通信制の制度自体の問題はないと考える。
- 大学卒者の23%が正規社員として仕事に就けない現状を鑑みて、専門学校役割は大変大きくなっていると感ずる。社会人が再教育する場合も現在の大学にはないため、特定の科目や単元を専門学校で学べ、それがジョブカードのような形で知識として認められる制度も、中途退職率が高い現状においては社会の要請上必要である。このような状況を考えると、基本施策12や17、23はぜひ推進してほしい改革である。今後の日本には明確なキャリアを持った若い有能な人材を育てなければならない。ぜひとも専門教育の充実を望む。
- 高等学校等では専門学校のキャリア教育・職業教育の出前授業等を活用する事例があるほか、経済諸団体でも小中高校の児童生徒を対象とする多様なメニューを提供し、それぞれ学習意欲・勤労観等の醸成、能力の向上等において効果を上げている。国や地方自治体は、キャリア教育・職業教育の実質化に向けて、企業・専修学校等の関係者を外部講師として活用すること。
- 現場からの意見としましては、より専門学校とハローワークとの連携についてに重きを置いていただけると助かる部分があります。専門学校のキャリア担当部署に、ハローワーク指導員と同様の仕事をさせるなど、より情報を活用しやすい仕組みへと発展していただければ、実情に合うのではないのでしょうか。
- キャリア教育に重きを置く傾向にあるが、初等・中等教育から高等学校に至るまでは、あまり職業観を学ばせるより、基本教育をしっかりと学ばせ、将来をじっくりと考えさせる力を育成させるべきである。

ご意見ありがとうございます。  
ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

<p>○ 『キャリア教育・職業教育』の中核を担う専修学校等の教育内容や水準を評価し得るシステムを構築し、教育の質を保証するとともに我が国のキャリア教育・職業教育の国際通用性を確固たるものとする取組みの推進を強く要望します。</p> <p>○ 就職率の低下、早期離職率が上がっていることについては<u>インターンシップの強化はもちろん、就職後の支援も必要なのではないか。</u></p> <p>○ （多様な職業生活に応じた柔軟な学習環境の整備）の『実践的な職業教育体系』（p 20）の記述は、「基本施策26」【基本的考え方】の『各学校種の位置付けや役割・機能の分担』（p 99）の記述と合わせて、職業教育体系の確立と学校種ごとの役割分担の重要性を強調するため、『実践的な職業教育の体系の構築による複線型の教育体系の中で、学校種ごとの位置付けや役割・機能の分担を明確にし、取組を推進する』等の記述に見直すこと。</p> <p>○ 『高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくり』は、徒に5年間もの期間を費やして『先導的試行などの取組を進める』等の計画に止まらず、中教審答申（「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」平成23年1月）の提言の趣旨・方法論等を反映し、『高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな学校種について、先導的試行などの取組を進め、早期の創設を目指す』等、<u>第2期基本計画の期間内に必ず達成する、教育施策の目標としなければならない。</u></p> <p>○ <u>働くことの意味や協働して社会をよりよくかえていくことについて考えたり、労働者の義務や権利、ワーク・ライフ・バランス等について学ぶ「労働教育」の視点を盛り込むべきです。</u></p> <p>○ 国や都道府県教育委員会は、<u>教員のキャリア教育・職業教育の重要性の意識の涵養、指導力の向上を図るため、企業での職業体験のほか、地域の専修学校等での教育体験等を実施し、自らの体験を児童生徒に語れるようにするが有効かと考えます。</u></p>	<p>審議経過報告においては、【主な取組】12-1で、インターンシップ等の取組みの推進が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
--	---

○ これからの生涯教育として、高齢者社会では、生活維持できるほどの年金はもらえず大変な社会になることは目に見えております。その為には高齢者が、新たな職業教育を受けて第2の人生を介護を受ける側に回らずに、介護を支える人材になることです。いろいろ高齢者の仕事が考えられます。その小回りが利くのが、専門学校です。職業教育の充実を図ることをお願いいたします。ドイツ型の職業教育の方向へ移行をお願いいたします。



<h2>2. 未来への飛躍を実現する人材の養成について</h2>	
<p>○ 「<u>5. 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成</u>」には、私もとても期待したいと思います。私も大学では国際教育について学んでいます。そこで、これからの子どもたちが、国際社会について興味を持ってくれると、私自身教育のしがいがあります。しかし、<u>最近の内志向的な状況を見てみると、留学生の増加には多大な努力が必要だ</u>と思います。けれども、<u>この計画書には詳しく書かれていないのが少し残念</u>です。日本からの留学生を増やすのは、外国からの留学生を増やすより大変なことだと思います。なぜなら、<u>日本からの留学生を増やすには根本的な日本人の性格に問題がある</u>と思うからです。私もそうですが、日本人は外国人との触れ合いには慣れていないと思います。<u>その触れ合いを増やすための具体的な提案を</u>してもらいたいです。また、話は少し変わりますが、外国からの留学生を増やすためにも、今の日中・日韓外交を改善してもらいたいです。中国も韓国もこれからの日本の良きパートナーであってほしいと思っています。</p> <p>○ 「<u>未来への飛躍を実現する人材</u>」の養成に関しては内容が少なく、具体性に欠けるという印象をもった。確かに国際化が進み、グローバルな分野で活躍できるような人材が求められていることは間違いないが、どのようなアプローチの方法をもって育成していくのかがはっきり見えてこない。成果指標の一つに、「<u>リーダーを養成する教育プログラムの増加</u>」とあるが、どのようなリーダーでプログラムであるのか具体的に示していただきたい。</p> <p>○ 「<u>英語をはじめとする外国語教育の強化</u>」のみならず「<u>外国の異文化教育の強化</u>」を追記するとともに、異文化理解のための「<u>宗教に関する一般的な教養に関する教育の強化</u>」を追記すべき。</p> <p>○ <u>外国語教育の強化について、具体的にどのように英語力を強化していくかが重要</u>。具体的にどのような対策があるのか政策を示してほしい。</p>	<p>審議経過報告においては、基本施策 15 で、留学支援体制の強化が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、基本施策 13～15 で、具体的に主な取組が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の件につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、【主な取組】15-1 で、外国語教育の強化についての具体的な支援方法についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p>

<p>○ <u>高い英語能力を身に付けた英語教員を養成するためにも留学を必修とし、英語教員を目指す人に対して、国が支援する必要がある。</u></p> <p>○ <u>国は、専門学校の外国人留学生に対する制度的、財政的支援（学費等の経済的支援）を講ずること。また国は、外国語教育特に会話術をもっと重視する一方、若い人が海外で活躍する事に興味を持てる教育を推進し、グローバル化に貢献できる日本人を育成する必要がある。</u></p> <p>○ 「クールジャパンの推進」において、ファッションやマンガ、アニメ等のコンテンツ制作に関わる人材育成の一環として、海外からの留学生受け入れ拡大を行うと同時に、日本人学生のクリエイティブ人材教育において、キャリア支援の観点から個人レベルの国際競争力を伸ばす教育を支援することが必要。具体的には<u>コンテンツクリエイター、プロデューサーを目指す日本の学生向けの海外留学支援プログラムの実施を考えるべき。</u></p>	<p>審議経過報告においては、【主な取組】15-1で、海外派遣を含めた教員研修についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、【主な取組】15-3で、専修学校の国際化のための取組への支援が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
---	---

### 3. 学びのセーフティネットの構築について

(学びのセーフティネットについて)

○ 基本的方向性にある「学びのセーフティネットの構築」誰もがアクセスできる多様な学習機会をというのがありますが、8つのミッションには意欲あるすべてのものへの学習機会の確保とあります。「誰もが」という表現と「意欲あるすべてのもの」とでは意欲のない人に対する記述がないように感じます。意欲のない人には何もサポートをしない意欲のある人は大歓迎という差別ではないでしょうか。教師としては子どもに学習意欲を持たせるのも仕事であると思います。だれひとりとして欠けることなくしっかりと指導すべきだと思うので、「意欲あるすべてのもの」という表現は誤解を生むでしょう。

○ 「学びのセーフティネットの構築」という観点で申し上げるならば、同じ後期中等教育機関で学ぶ生徒であるのに、高等専修学校生は日本スポーツ振興センター災害共済給付への加入ができていない実状があります。高等専修学校としては独自で保険に加入し、日本スポーツ振興センター災害共済給付に加入できない点を埋めておりますが、掛け金も高く、補償といった点においても苦慮しています。高等専修学校で学ぶ生徒たちが安心して意欲ある学習活動ができるようにしていくためにも、ぜひとも改善をしていただきたい点と考えています。

(教育費負担の軽減について)

○ 子どもが安心して学べるために、就学援助の拡充、給付型奨学金の創設が必要です。

○ 「3. 学びのセーフティネット」で、教育費負担軽減を施策として挙げているのは、子どもの貧困が進む今、救世案だと思いました。消費税の増税に、社会保障の充実を挙げていましたが、社会保障だけでなく教育にも割り当ててもらいたいです。子どもの貧困が進んでいるこの時代に、とても大切なことだと思えます。

ご意見ありがとうございます。  
ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、基本施策16で、教育費負担軽減に向けた経済的支援が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

- 基本施策16の【現状と課題】には、「引き続き、保護者負担の軽減を図り、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行う必要がある」と述べられているが、その具体的方策については、「授業料減免や学生等に対する奨学金などにより…就学支援を推進する」、「奨学金制度の充実を図り学生等が予見性をもって、安心して教育を受けられる環境を整備する」といった抽象的な記述にとどまっているのは問題である。計画である以上、具体的に数値目標を設定し、それこそPDCAサイクルで不断の検証を行うべきである。
- 平成24年9月11日に社会権規約13条2項の教育の権利に関する留保の撤回が閣議決定されました。このことを中等教育・高等教育のセーフティネット構築の法的な根拠の一つとして、今回の第二期教育振興基本計画に記載し、財政支援も含めて、中等教育・高等教育の拡充を推進するようにしていけないでしょうか。
- 国際人権規約A-13条の留保解除に伴う、教育の機会均等の確保に向けた具体的な施策と財源確保が必要です。初等教育段階では、学校徴収金の解消が求められています。学校給食も学校教育の一環としてあり、食材費名目の徴収をなくし、公的財政による完全給食を目指すことが必要です。また、受益者負担と称して教材費等を集金している実態の解消も必要です。解消に向けては、まず、地方自治法第210条の原則を学校でも徹底し、公会計処理を始めることが大切です。この上にとって、義務教育の完全無償化を計画的に実施することが重要です。高校等への授業料の公的補填から、公立学校では授業料無償化への転換、及び学校諸集金をなくしていくことが必要です。さらに、高等教育にかんしては、ユニバーサル化している現実を踏まえ、授業料の値下げや返還を要しない奨学金の充実が求められます。特に、貧困家庭の子どもたちへの重点的な予算措置が求められます。また、このような学校財務の拡充に向けた業務を担う学校事務職員の配置拡充という人的措置も合わせて必要です。
- 「成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）」が、「様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習の機会を確保する。また、国際人権規約に基づき、能力と意欲を有するすべての者が高等教育を受けられるようにする。これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。」とある。これは、本当に大切なことで、大いに推進してもらいたい。

ご意見ありがとうございます。  
ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

- 現在、高校の進学率は98%を超え、ほぼ全員が高校教育を受けていることや大学や専門学校の高等教育への進学率が80%であることを考えると、高等学校の授業料無償化は当然の政策であり、さらに、通学費の補助制度（例えば、月額5000円を超える通学費は、国なり県なりが負担する）や、奨学金制度の拡充、大学や専門学校の授業料の個人負担の減額制度、高校、大学、専門学校等に進学するために下宿、寮生活を強いられる生徒への下宿、寮にかかる宿泊費の援助制度など、進学に関わる保護者の経済的な負担を減らし、経済格差が教育を受ける格差とならないようにしていただきたい。
- 学生生徒が進学・就学する学校の置かれた立場から「格差の再生産・固定化」を見た場合、専修学校・各種学校（以下、「専修学校等」という。）には他の学校種にはない様々な固有の格差が存在している。そのために専修学校等を志願する者、または現に学ぶ学生生徒本人にも、その制度的・経済的な格差の影響が及んでいる。国は、国民に等しく将来の希望に向けた教育機会を受ける権利を保障していただきたく強く要請いたします。
- 多くの専門学校を目指す学生達は、経済的理由で大学を諦めるケースも多いと聞く。専門学校の学生に対しては大学生と同等な権利、また専門学校に対しても同等の国としての補助をしていくことは、国としての義務である。教育に差別はあってはならない。
- 国や地方自治体の教育政策の目的が、「教育を受ける者の私的な選択・負担や市場原理」だけに捉われないことは理解できます。しかし、私的な選択や市場（産業界）で高く評価されている専修学校に、何ら「公的な関与や費用負担」を講じないことは、真に「教育の機会均等」を確保しているとは言い難い。今後、国は、実際の教育現場の課題を重視した個別の対応として、キャリア教育・職業養育の充実の観点から、専修学校等の学生生徒に対して、公的支援を講じることを望みます。
- 以前、長崎の五島列島の方とお話しする機会がありました。五島列島では、大学は長崎など島外に進学するのが当たり前だそうです。進学で島外に出てしまうと、地元に戻らず都会で就職してしまう若者も多いが島では不況で仕事がなく、帰りたくても帰れない事情もあるということでした。しかし、島の病院の医療職は募集を出してもなかなか人が集まらず困っているそうです。そこで、島の高校生にその職業の魅力を伝え、進学を勧めてもらえないかというお話でした。有資格者であれば島での就職が確実なので、帰りたいと思っている若者には最適であると。

審議経過報告においては、基本施策16で、教育費負担軽減に向けた経済的支援が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

五島列島でも東北でも事情は同じではないでしょうか。問題になってくるのは、進学費用です。姉妹都市関係にある都市への進学であれば、奨学金を優先して借りられるようなシステムを作ってはいかがでしょうか。

また、職業の魅力を高校生に伝え、進学してきた若者をしっかり教育して有資格者に育てて地元に戻すといったパイプができれば、医療格差をなくす小さな1歩になるのではないかと考えました。

(安心・安全な教育研究環境の整備について)

○ 子供の学習権が保証される教育条件の整備について

まず、大規模災害に強い学校づくりをお願いします。老朽校舎、体育館等の改築・改修を含めた安全対策を計画的にすすめたり、津波や風水害、地震災害に備え、各学校の意見を尊重した防災計画・安全対策をすすめたり、大規模災害時の帰宅困難な場合に備え、必要人数分の水・食料・毛布等を各学校に備蓄したりすることが必要であると考えます。

また、子供の安全保護及び外部侵入者等に対する防犯対策を速やかにすすめることが必要です。とりわけ、校舎内外の防犯・安全対策の充実の観点から、インターホンにおける校舎内連絡網の確立や、ナンバーディスプレイ等を備えた多機能電話の導入をすすめることを望みます。

○ 教育行政の4つの基本的方向性や8つのビジョン、29のアクションに東日本大震災を踏まえたものが提案されているのはいいことであると感じました。この震災のことを少しでもこれからの教育に反映させていくことは必要であると思うので共感します。教育をしていくにあたって様々な教育施設はなくてはならないものです。どんなにいい教育をしようと思っても、子供たちがいなければ教育はできません。子供たちが教育を受ける施設、子供たちの命の安全を確保する施設が必要不可欠であるように感じます。このような計画を進めていくためにも、まずは学校施設の耐震化率の向上は達成してほしいと思います。

○ 安全安心な教育環境の整備や、優れた才能を育成する為の高度な教育研究環境を、これからの子供たちすべてに提供する為には、一条校に定められている教育施設以外にも、すべての教育施設に平等に教育施設整備への支援が必要である。

○ 学びたい意思を持つ学生には、激甚災害法等、学校種での格差を生むことなく、等しく将来に希望が持てる教育の機会を受けられることを望む。

審議経過報告においては、基本施策18で、安全安心な学校施設等が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、【主な取組】18-1で、安全安心な学校施設が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

○ 「老朽化対策の推進」が挙げられているが、これに関しては学校施設のみでなく、学生寮などの付随施設にも  
目を向けてほしい。

<h4>4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成について</h4>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>塾や習い事は、教育を豊かなものにするため重要であり、無視できないと思います。ところが、本件計画案には、これらについて明示的な言及がなく、妥当でないと思います。したがって、基本施策21の「家庭教育」には、これらが含まれることを明示してこれらの重要性を認め、これらを政府が支援していく旨記載するべきだと思います。</u></li> <li>○ <u>地域社会に根ざした祭りや風俗等を担ってきた「宗教文化」を基礎としたコミュニティの形成も十分に考慮される必要があります。その中で育まれる情操や倫理観によって、地域社会の絆づくりがより充実したものになります。</u></li> <li>○ 「4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成」については、<u>身近な地域での疎遠になりつつある人間関係にはとてもよい施策だと思います。特にCOC構想では大学生である私たちが地域の人に貢献できる場も作ることもできると思います。さらに言うと、各地方公共団体にこれらを委託することで、その地域特有の面白い、地域との関わり合いが生まれるのではないのでしょうか。農業など、実体験による学習は子どもたちにもよい影響があると思います。</u></li> <li>○ 「互助・共助の活力あるコミュニティの形成」の項目について、学校と地域の連携を構築していくことは大切。<u>学校だけではできないことがあったり、登下校の際、子どもたちに危険が及ぶことがあったりするので、地域の力は大きい必要。だから、地域の温かい目でもって、学校を補って行ってほしい。そのためのコミュニティ・スクールの普及や情報提供は不可欠。ただ、コミュニティ・スクールを1割に増やすという数字はどこから来ているものなのか、疑問。全公立小中学校の1割をコミュニティ・スクールにするのはどうしてなのか、明確にしてほしい。</u></li> <li>○ 「基本施策20 地域社会の中核となる大学を支援する COC 構想の推進」の表記見直しを要望致します。先ず見直す点は、上述の施策標題中の「大学」を改め、「高等専修学校・専門学校」への表記訂正。見直し理由は地域産業の求める人材育成を是まで担ってきたのは「高等専修学校・専門学校」である事実に基づきます。上記見直しを受けて、基本施策20の「基本的な考え方」「現状と課題」の内容はその視点に沿って改められます。</li> </ul>	<p>審議経過報告においては、第1部IV(2)③で、ご指摘の点についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、基本施策19で、ご指摘の点についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、【主な取組】19-2で、地域とともにある学校づくりの推進について記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p>



「主な取組み」は、

- ・地域の生涯教育・キャリア養成の拠点として、高等専修学校・専門学校を更に活用する支援や教科が重要。

ポイントは、

- ・中等教育等の接続連携支援
- ・地域産業等の接続連携支援

具体的には、

- ・就業・職務遂行や生涯学習を自発的にこなうために必要な基礎的普遍的な「能力・志向」の測定評価の開発支援
- ・基礎的普遍的な「能力・志向」の教育モデル・方法・教材等の開発支援
- ・基礎から継続した「中核人材育成」で養成する「能力・志向」の測定評価、教育モデル・方法・教材等の開発支援

最後に、「基本的方向性4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成～社会が人育み、人が社会をつくる好循環～」実現のためには社会全体の教育体制の大きな転換を伴う複線型教育体系の実現が必要です。

- 4つの基本目標として社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと活力あるコミュニティの形成の4つを定めたことは、現在の日本の状況に合った目標になっており、良い目標だと思います。しかし社会を生き抜く力は学力を向上させるだけでは身に付かないと思います。現在日本の子どもの学力が低下しているのは確かですが、「ゆとり教育」によって授業時間数が減らされたり、学習内容が減らされたことだけが原因ではないと思います。PISA調査でトップレベルの成績を取るような学力を身に付けることも確かに社会を生き抜いていくうえで必要な力となりますが、これまで「ゆとり教育」を受けてきた子どもたちが数年でトップレベルの成績を本当に取ることができるのかという疑問が残ります。知識や技術も大切ですが、人と人のつながりが薄くなっている現代社会ではみんなで協力して社会を生き抜くということも大切だと思います。そうすることで絆づくりと活力あるコミュニティの形成にもつながるのではないかと考えます。

ご意見ありがとうございます。  
ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

## 5. 4つの基本的方向性を支える環境整備について

(地方の主体性、創意工夫が活かされる教育行政体制の確立について)

- 「学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえて決定する」という改革は重要です。フィンランドのように現場重視の教育制度が様々なニーズや多様性に應えることになり、フットワークの軽い学校を創出して、ひいてはそれが学力向上にもつながっていくのではないかと考えるからです。
- 教育行政は公正・中立が制度的に強く要請されていることを前提として、教育委員会制度のあり方を議論しなければなりません。特に教育における政治的党派性や政治イデオロギーといったものに左右されず、教育が中立的に運営されるよう、首長から独立した「合議制の執行機関」として教育委員会を設置し、政治的中立を確保しつつ、公正中立な教育行政を行うことが求められます。同時に、教育委員会制度が機能発揮できる方策、例えば、外部の有識者による教育委員会自身の直轄的な諮問機関（教育長の諮問機関ではない）を設け、教育政策や教育問題について検討を行い、教育委員会に対して直接に提言等を行う体制を整備することを検討すべきです。
- 教育委員会職員（教員出身者は特に）に対する法令遵守に関する立法措置と研修体制についての法改正をお願いしたいと思います。また教育長に退職校長を宛てる慣習に対しての法的な対応をお願いしたいと思います。

(教職員定数改善・少人数学級の推進について)

- 35人学級の早期実施と30人学級の推進、小学校専科教員の拡充、週授業時数増に対応した定数改善、司書教諭の専任化、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の定数改善など、国として財政措置を伴った年次計画を策定して推進すべきです。また、高校の定数改善、特に定時制課程での20人学級編制の実現が必要です。さらに、部活動の外部指導者、ICT支援員なども拡充する必要があります。
- 今回、定数改善計画の策定、予算要求がおこなわれましたが、少人数学級に向けての加配措置についてはある程度は評価しますが、自治体財源により地域間格差が生じることが危惧されます。

ご意見ありがとうございます。  
ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、基本施策23で、教職員配置の適正化が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

<p>○ まずは、<u>子どもの学習する環境の整備が一番重要</u>だと思います。そのためには、学級の人数を減らすべきです。欧米等では20～25人が普通だと聞きます。日本ではそれがなぜできないのでしょうか。<u>スクールカウンセラーの配置よりも、まずは教員を配置し、地道な教育環境の整備が必要</u>だと考えます。<u>そこにこそ、予算をつぎ込むべき</u>です。<u>全国学力テストなど、22歳時の青年に何の力をつけてもらうか、</u>といった点から考えると、<u>必要度が低い</u>のではないのでしょうか。</p> <p>○ 子ども・保護者・家庭や社会の環境は、年々多様になり、それぞれの子どもたち・保護者へのかかわり方も多様になっている中で、それぞれに寄り添ったサポートや教育をするには、やはり人材の確保が不可欠です。<u>35人学級の早期実施、30人学級の推進が叫ばれています</u>が、一つのクラスサイズとしては、まだ大きすぎると考えます。</p> <p>○ 独自の方式で35人学級を実施している県がありますが、加配定数を活用したものであり、実質的に教員数は増えていません。そのため、せっかく35人学級が推進されているのに、担任外が減って学校現場が苦しくなっているという状況が見られます。<u>国が、しっかりとした計画に基づいて定数改善を行うことは、少人数学級をより効果のあるものにする上でとても重要</u>になります。教育振興基本計画には、より具体的な数値目標として、定数改善を盛り込んでいくべきだと考えます。国が積極的に少人数学級をすすめていく姿勢を示すことで、各都道府県の教育環境は大きく改善していきます。<u>財政的には苦しい状況ではありますが、思い切った定数改善計画の策定とその実施を望みます。</u></p> <p>○ <u>35人以下学級の小学校3年以降の推進を求めます。</u>今年度より小学校2年には、加配教員をもって小学校2年を35人以下学級になるようになったが、定数改善（法改正）されていません。<u>確実に35人以下学級にするため、法改正すると共に、小学校3年以降にも推進していただく</u>ください。</p> <p>○ <u>少人数学級で学んできた子どもたちが学年がすすんで、多人数の学級で学ばなければならないという教育環境のギャップを生み出してしまうことのないようにしていただきたい</u>と強く願います。</p>	<p>審議経過報告においては、基本施策23で、教職員配置の適正化が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、基本施策23で、学級規模の適正化が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、基本施策23で、教職員配置の適正化が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、基本施策23で、学級規模の適正化が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、基本施策23で、学級規模の適正化が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p>
---	---

○ 教職員の定数法を改善して、学校に多くの正規職員を求めます。学校の教室に40名近い児童生徒がいて、先生が一人であわただしく仕事をしています。豊かな財政の市町村は独自の先生を雇っているようですが、ほとんどの市町村はそのような措置はありません。文部科学省が法律を変えて、学校職員の定数を多くすれば、全国どの地域の子どもたちも質の高い教育が受けられ、それは今求められている学力向上につながるものだと確信しています。先生の数を増やしてください。

(教育環境の整備について)

○ 学校施設の防災機能強化・老朽化対策、通学路の安全対策、教材・教具・図書の整備、教室への冷房設備設置、児童生徒用トイレの洋式化、ICT環境整備、ランチルーム設置など、自治体において推進できる財政措置を国が行う必要があります。

○ 「生きる力」を保障する学校教育を実現していくためには、学校図書館のはたらきが欠かせません。学習指導要領の総則に「学校図書館の機能を活用し」とありますが、多くの学校図書館には専門的な職員が専任で配置されておらず、「機能」していないのが現状です。学校図書館が機能し、学校教育に学校図書館のはたらきが位置づけられるよう、「学校司書」配置を進めている自治体施策が実効あるものになるよう支援することを盛り込んでください。

学校図書館の人的体制について、「学校図書館担当職員の配置の促進等」とあります。2009年の「子ども読書サポーターズ会議」の報告では、「学校司書」配置の必要性が盛り込まれています。その内容をふまえ、「学校図書館担当職員」ではなく、「学校司書」としてください。図書館は、赤ちゃんから高齢者まで、あらゆる立場の人々の生涯の学びを保障する機関です。第1期の「基本計画」に比べ、図書館に関わる記述が大きく後退しています。「図書館」の独自の機能が果たす役割が明確に位置付けられた内容にしていきたいです。

(私立学校の振興について)

○ 「私学助成」という用語は私立幼稚園から大学までを含め広く私立学校への公費助成を指す用語であるから、高等教育に関わる記述においては「私学助成」という用語を使わず、「私立大学等経常費補助」もしくは「私大助成」と修正すべきである。

審議経過報告においては、基本施策23で、教職員配置の適正化が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、基本施策18及び24で、教育環境の整備等が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

審議経過報告においては、【主な取組】24-2で、司書教諭の発令促進等が掲げられているところであり、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

- 大学・私学関係予算の拡充が必要だと考えます。
  
- 私立大学等経常費補助の拡充について、経常費50%補助に向けた具体的な数値目標と計画を明記すること。
  
- 私立大学の淘汰を促進することを意味する箇所を削除し、地方・中小規模大学の役割を記し、その充実に向けた施策を講じることを明記すること。
  
- 以下事項につき具体的目標を記述することを求める。
  - ①私立大学における授業料減免等に対する支援の拡充
  - ②無利子貸与奨学金の拡充
  - ③私立大学において無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち貸与を受けられない学生（残存適格者）の解消
  - ④「所得連動型の無利子奨学金制度」の拡充
  - ⑤東日本大震災と福島第1原発事故により被災した学生への支援の拡充

審議経過報告においては、基本施策27や基本施策28等で、ご指摘の点についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。

ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

<p>6. 東日本大震災からの復旧復興について</p> <p>○ 東日本大震災から、私たちは多くのことを学びました。一つは<u>災害にあった時の初期行動が生死をわけると</u>いうこと。<u>防災訓練の必要性</u>。一つは避難場所として多くの小中学校が利用されているということ。しかし、<u>学校の体育館や校舎は耐震構造になっていなかったり、たどり着いた避難所の学校には非常時のトイレや水の確保、自家発電装置、非常食などの準備ができていなかった</u>ということ。この部分には予算を十分に措置することが真に子どもや住民のためになると考えます。</p> <p>○ 国の責任において、学校・通学路、周辺地域の放射線量の測定と低減対策を行うこと、また、義務教育・高等学校教育の中で原子力の意義・事故に関して定期的に講義を行う事に留意いただきたい。</p> <p>○ <u>3. 11以来、学校の避難所としての役割は増大</u>しています。しかし、現在の学校施設・設備では十分な役割は果たしていません。<u>地域社会の機関施設としての学校を充分役割を果たせるよう、施設・設備の拡充をお願いします。</u></p> <p>○ 東日本大震災で救助・救援活動に携わった人々、また、被災地の復旧・復興を担っている人々の「職業的な使命感」を目の当たりにし、高い志を持った児童生徒・学生に対し、未来志向の復興や社会づくりを担う人材として育成していくための教育が必要である。その際、国は、故郷の被災地に留まり進学、就学を継続している場合だけでなく、被災地から避難している場合でも、復旧・復興の強い思いを持ちながら、様々な困難等を抱える児童生徒・学生には、就学機会の提供等を支援すること。また、国は、各学校種の特徴・個性を活かした被災者支援等の実践経験を、今後の人材育成の学校種間の教育連携の仕組みとして活かすことも、震災の教訓とすることだと思います。</p>	<p>審議経過報告においては、第2部Ⅲで、東日本大震災からの復旧・復興支援について、ご指摘の点についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、基本施策24や第2部Ⅲ東日本大震災からの復旧・復興支援で、ご指摘の点についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p> <p>審議経過報告においては、第2部Ⅲで、東日本大震災からの復旧・復興支援や復校に向けた教育について、ご指摘の点についても記載されており、今後の計画検討においても参考にさせていただきます。</p>
---	--

○ 東日本大震災の教訓として、学校が地域の防災拠点となることが再認識されました。学校施設の耐震化及び老朽化対策，緊急地震速報受信システムの確実な導入をお願いしたい。

ご意見ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

## 7. その他

- 全体の感想として、4つのビジョンでは、1と2・3・4には内容に大きな差があるように感じました。1のビジョンはとても詳しく、過程が書かれており、ある程度具体的に思いましたが、2・3・4は、過程もなく少し物足りないような気がします。
- 日教組が、(社)国際経済労働研究所と共同で行った「教員の働きがい調査」結果において、処遇・労働条件に不満を持ちつつ「教員の熱意と使命感」によって教育が支えられている実態が客観的に明らかになりました。特に、労働時間の長さや休暇が取れない現状への不満が高いことも明らかとなりました。民間労働者に比べて教員は、「働きがいのバランス」が極めて悪く、限界ぎりぎりまで努力しバーンアウトしかねない実態に至っています。その結果、病気休職者の増大へとつながっています。  
教育振興基本計画を策定・実行する上で、子どもたちに直接かかわる教職員の勤務・労働条件の改善が急務です。とりわけ、多忙化・超勤縮減にむけた実効あるとりくみ、労働安全衛生体制の整備、部活動の抜本的見直し、研修・研究の精選などをはかる必要があります。
- 幅広い分野から様々な計画が挙げられており、成果目標が具体的な数値で表されているところは評価すべき点であるが、その目標を達成するためにどのようなことを実施するのか、具体的な対策の提示が不十分でないか。
- 専修学校等について、2つの学校教育段階部分(後期中等教育の高等専修学校、高等教育の専門学校)を整理し、関連する基本施策等を各段階に記述してほしい。
- 全体的に見て、強く印象に残るのは、子どもを「人材」と考えている点である。教育は、国のため、企業のための人材づくりのために行うものではない。また、教育行政とは憲法に従って行われるべきものであるにもかかわらず、この審議経過報告には憲法にふれている部分が全くというほどない。もう一度、憲法の理念をふまえ、日本社会、そして国際社会をどのような社会にしていかななくてはならないか明確にし、その中で子どもたちが身につけるべき力をより具体的に示していくことが必要だろう。

ご意見ありがとうございます。  
ご指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。



- わたくしは高校に勤める現役教職員です。つい最近、学校予算にける予算の割合が国際比較において大変低い水準にある、と新聞で読みました。日本という国は、小さく、資源にも決して恵まれているとは言い切れない国ですが、しかし、勤勉な国民性と高い教育水準が今日の日本を支えてきたのだと言えるでしょう。この10年で少子高齢化が急速にすすみ、色々な社会情勢が変わりつつあります。しかしこれは大いに予測できた現象であり、それを専門に対策を練る部署もあったはずですが、しかし現実には学校現場の生徒にも教師にも、金銭的にも時間的にも、確実に余裕を奪われてしまっています。高校現場で、担任しておりますが、どんな生徒も面談の時間いっぱいきちんと席に座り耳を傾け、自分の進路や悩みを相談していくものです。親とはほとんど会話をしない思春期だからこそ、他人である教師という「導きをしてくれるかもしれない大人」と時間を共有したいという生徒も多いのではないのでしょうか。
- つきましては、「子どもたちと向き合う時間の確保」「十分な教育予算の確保」などを実現していただけるよう、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」についての施策も無ければ考え方も無いのがおかしいと思います。
- まず国民とは何かを十分に理解した上で、公共の精神がなぜ必要かを教育することで、日本国民としての自覚を持って成長していけると思うのですが、前文にありながら施策が全く無いのは理解に苦しみます。教育レベルが世界的にどうのこうの言う前に、「私は日本国民である」と胸をはれる意識付けが必要ではないかと思ひます。
- 子供たちには「思いやり、精神的強さ、道徳」を教えればいい。教員を「学力」でなく「人間性（思いやり、躰、教育への熱意）」で選ぶべき。教員、学校管理者、教育委員会の人間が、きちんとした「人」であれば、それらに教わる子供たちも正しい道へ歩むであろう。「子供たちをどう教育するか」だけでなく、「教育に携わる人間が適切かどうか」を考えるべき。
- 国が全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上について責任を負うことから、「教育条件整備にかかわる日本の公財政教育支出をOECD平均以上とする」など、数値目標や年次計画を明記すべきです

- これだけたくさんの方が示されていますが、子どもたちがすべてを飲み込み吸収することはできないと思います。ある程度に絞って最低これだけは押さえてほしいというように限定することも必要なのではないでしょうか。子どもたちのためを思うということをお大前提として考えてほしいです。
- 日本経済がおかしくなったのは、産・官・学・政などの有識者の腐敗にあります。当然、教育界も彼らの指令で動くため、失敗となっています。いじめ問題なども、これらの結果的現象と言えます。昔は、企業内教育などはありませんでした。しかし、途中からどうしても教育せざるを得なくなり始めましたが、だんだん大変になってきています。つまり学生のレベルがどんどん落ちてきており、もう一度学校の勉強をやり直せねばと言います。また、日本の危機的状況などと言いますが、これは全て人災です。例えば、少子高齢化社会は、“死なせない医療政策”を進めているからであり、孤立化などは、自己の権利ばかりを主張させ“家庭を崩壊”させたからであり、グローバル化で日本の存在価値が下がったのは、“欧米のキャッチアップ型開発”ばかり進めてきたからです。教育行政は、問題社会現象の単なる羅列でなく、政策性をも検討すべきです。例えば、“社会を生き抜く力の養成”などは、激しい社会であるならば教えられるわけがなく“未来への飛躍を実現する人材の養成”などは、教育でやるテーマではありません。飛躍するのは、個人であり、その個人が求心力を発揮し組織化していくものです。更に、現在の教師が一方的に教えるという学校の仕組みが破たんしていると反省すべきであり“学びのセーフティネットの構築”などはありえないと言えます。“絆づくりと活力あるコミュニティの形成”などは、出来ていないのが政府など有識者であることが大問題です。魚は頭から腐ってくると言います。今、日本は、その頭が腐りつつあります。ぜひ、この有識者問題の対策を検討して頂きたいと提言致します。
- 審議経過報告を読む限り、教育振興を進める上で必要な財政的裏付けや優先順位が書いてなく、ただ文部科学省の教育政策を並べただけのものになっています。これでは、振興基本計画とはとうてい言えないので、財政的裏付けと優先順位をつけたものへの変更をするよう求めます。
- 現場にとってわかりやすく、意思疎通のし易いものを作っていくことが課題。
- ぜひとも国民がみな参画し、肯定感を持って生活でき、活力の生産サイクルが持続できる社会を共に気付けるようにしていきたい。またそういう意識をもって教育の改革をしてもらいたい。

- 現在の日本を取り巻く状況が芳しくないのはこの国で生活している者ならば誰もが感じていることだ。本計画においてもそれについて明記されていた。経済の停滞や人口の高齢化などの具体的な例にもただただ頷くしかない。しかしこれだけ具体的な危機的状況が述べられているにも関わらず、我が国の強みは「人の絆」という、なんだか抽象的なものくらいしか挙げられていない。東日本大震災後の自衛隊をはじめとする様々な人々の活躍に私も心を打たれたことは認めるが、高齢化や経済の停滞と言った問題が「絆」などという抽象的なものでなんとかなるといのはいささか楽観的すぎるのではないだろうか。
- 外国籍の子どもが教育現場にいるという事実がある以上、行政は政策としてこれに対する具体的な解決策を提示すべき。
- 「イノベーション」という言葉が多用されているが、日本語で「革新」「刷新」などとしてはいけないのか。特別な意味も無く英語表記とすると、見た目は格好が良いが意味が曖昧となり、意図も伝わりにくくなる場合がある。
- 学校におけるAED設置の拡充と教職員すべての研修をお願いします。